

令和元年12月18日

総務部市町村課

043-223-2138

平成30年度市町村土地開発公社の状況について

平成30年度の県内市町村土地開発公社（千葉市設立の公社を除く）の公有地等の取得・保有の状況などについて取りまとめましたので、お知らせします。

平成25年度と比較すると、保有土地、長期保有土地ともに減少傾向にあり、長期保有土地の保有土地に占める割合についても減少傾向にあります。

また、県内の土地開発公社数は平成25年の16団体から、現在は11団体へと減少しており、各設立団体の財政事情等により、公社の役割が見直され、解散や保有土地の処分が進められています。

(1) 市町村土地開発公社数（資料1）

平成31年4月1日現在の県内市町村土地開発公社数は11団体（昨年度同数）

(2) 新規土地取得状況（資料2）

土地取得総額は、16億49百万円（前年度比14億57百万円の減（46.9%減））

(3) 土地保有状況（資料3）

土地保有総額は184億38百万円（前年度比13億65百万円の減（6.9%減））

うち、5年以上長期保有土地140億94百万円

（前年度比10億59百万円の減（7.0%減））

(4) 平成25年度末との保有土地総額及び長期保有土地総額比較（資料4）

保有土地の総額334億85百万円から150億47百万円減少（44.9%減）

5年以上の長期保有土地は271億99百万円から131億5百万円減少（48.2%減）

長期保有土地の保有土地に占める割合は81.2%から76.6%に減少（4.6%減）

○ 資料 1

① 県内 11 公社の内訳

市川市、木更津市、野田市、成田市、柏市、流山市、我孫子市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、千葉県地方※

※千葉県地方土地開発公社とは、全市町村を構成団体とする千葉県市町村総合事務組合により設立された公社

② 県内市町村土地開発公社数推移（各年 4 月 1 日現在）

	団体数	前年度から変更の理由
平成 25 年	16	
平成 26 年	13	旭市、市原市、君津市公社の廃止
平成 27 年	13	-
平成 28 年	12	四街道市公社の廃止
平成 29 年	11	松戸市公社の廃止
平成 30 年	11	-
平成 31 年	11	-

○ 資料 2

① 平成 30 年度新規土地取得公社と内訳（単位 額：百万円／面積：㎡）

公社名	取得額	取得土地内訳（額／面積）
千葉県地方	833	船橋市都市計画道路事業用地（418／506.43） 館山市都市計画道路事業用地（1／18.15） 鎌ヶ谷市公園整備事業用地（414／6,672.37）
市川市	760	都市計画道路 3・6・32 号用地（577／664.59） 都市計画道路 3・4・12 号用地（183／2,215.49）
成田市	42	西三里塚大清水線整備事業用地（24／3,468.97） 幹線道路整備事業用地（5／1,150.63） 生活道路整備事業用地（13／800.04）
野田市	9	市道 1160 号線用地（9／112.00）
我孫子市	5	下ヶ戸・中里線等用地（5／299.00）
合計	1,649	

②新規土地取得額推移

	取得額	新規取得公社の主な内訳
平成 25 年度	30 億円	市川市 1,358 百万円、流山市 526 百万円
平成 26 年度	11 億円	千葉県地方 643 百万円、流山市 265 百万円
平成 27 年度	23 億円	千葉県地方 992 百万円、成田市 736 百万円
平成 28 年度	17 億円	市川市 853 百万円、千葉県地方 750 百万円
平成 29 年度	31 億円	市川市 1,395 百万円、千葉県地方 919 百万円
平成 30 年度	16 億円	千葉県地方 833 百万円、市川市 760 百万円

○ 資料 3

①各公社保有土地総額

(単位：百万円)

公社名	平成 30 年度(A)	平成 29 年度(B)	増減額 (A)-(B)	増減率(%)
市川市	1,311	1,349	▲ 38	▲2.8%
木更津市	2,390	2,588	▲ 198	▲7.7%
野田市	946	1,076	▲ 130	▲12.1%
成田市	1,606	1,625	▲ 19	▲1.2%
柏市	10,170	11,012	▲ 842	▲7.6%
流山市	0	0	0	—
我孫子市	67	261	▲ 194	▲74.3%
富津市	83	147	▲ 64	▲43.5%
浦安市	0	0	0	—
袖ヶ浦市	211	226	▲ 15	▲6.6%
千葉県地方	1,654	1,519	135	8.9%
県計	18,438	19,803	▲ 1,365	▲6.9%

②各公社5年以上長期保有土地総額

(単位：百万円)

公社名	平成30年度(A)	平成29年度(B)	増減額 (A)-(B)	増減率(%)
市川市	0	0	0	—
木更津市	2,390	2,588	▲198	▲7.7%
野田市	650	690	▲40	▲5.8%
成田市	528	528	0	0.0%
柏市	10,170	11,012	▲842	▲7.6%
流山市	0	0	0	—
我孫子市	62	128	▲66	▲51.6%
富津市	83	132	▲49	▲37.1%
浦安市	0	0	0	—
袖ヶ浦市	211	75	136	181.3%
千葉県地方	0	0	0	—
県計	14,094	15,153	▲1,059	▲7.0%

③長期保有土地の内訳

(単位：百万円)

公社名	内 訳
木更津市	公共事業代替地 841、道路用地 1,546、その他 3
野田市	中心市街地商業用地 429、公共事業代替地 221
成田市	複合施設整備事業用地 528
柏市	公共・公用施設用地 10,170
我孫子市	代替地 58、その他 4
富津市	公共・公用施設用地 56、道路用地 27
袖ヶ浦市	道路用地 136、代替地 75

○ 資料4

①平成30年度と平成25年度の保有土地総額比較

(単位：百万円)

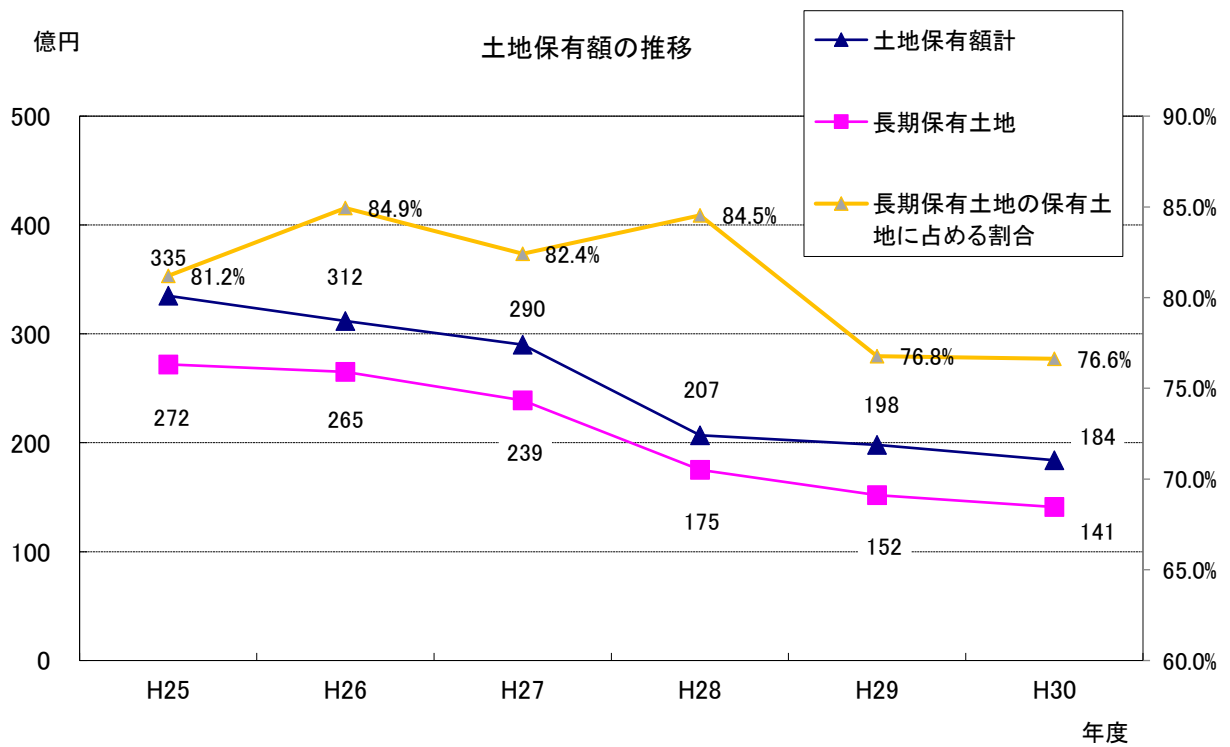
公社名	平成30年度(A)	平成25年度(B)	増減額 (A)-(B)	増減率(%)
市川市	1,311	3,137	▲ 1,826	▲58.2%
木更津市	2,390	3,535	▲ 1,145	▲32.4%
野田市	946	1,110	▲ 164	▲14.8%
成田市	1,606	937	669	71.4%
柏市	10,170	14,712	▲ 4,542	▲30.9%
流山市	0	94	▲ 94	皆減
我孫子市	67	379	▲ 312	▲82.3%
富津市	83	362	▲ 279	▲77.1%
浦安市	0	732	▲ 732	皆減
袖ヶ浦市	211	1,471	▲ 1,260	▲85.7%
千葉県地方	1,654	478	1,176	246.0%
松戸市 (H29 解散)	-	6,538	▲ 6,538	▲100.0%
県計	18,438	33,485	▲ 15,047	▲44.9%

②平成30年度と平成25年度の長期保有土地総額比較

(単位：百万円)

公社名	平成30年度(A)	平成25年度(B)	増減額 (A)-(B)	増減率(%)
市川市	0	39	▲ 39	皆減
木更津市	2,390	3,522	▲ 1,132	▲32.1%
野田市	650	866	▲ 216	▲24.9%
成田市	528	3	525	17500.0%
柏市	10,170	14,712	▲ 4,542	▲30.9%
流山市	0	0	0	—
我孫子市	62	58	4	6.9%

富津市	83	11	72	654.5%
浦安市	0	732	▲ 732	皆減
袖ヶ浦市	211	1,227	▲ 1,016	▲82.8%
千葉県地方	0	0	0	—
松戸市 (H29 解散)	-	6,029	▲ 6,029	▲100.0%
県計	14,094	27,199	▲ 13,105	▲48.2%



平成30年度市町村土地開発公社一覧

太字は各項目の上位3団体

番号	公社名	a.30年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年以上 保有額	c/a %	供用済保有額 (注1)	未収金保有額 (注2)
		保有額計	先行	土地造成						
1	市川市土地開発公社	1,311	1,311	0	0	0.0	0	0.0	0	0
2	木更津市土地開発公社	2,390	2,387	3	2,390	100.0	2,390	100.0	0	0
3	野田市土地開発公社	946	296	650	650	68.7	456	48.2	0	0
4	成田市土地開発公社	1,606	1,606	0	528	32.9	0	0.0	0	0
5	柏市土地開発公社	10,170	10,170	0	10,170	100.0	10,170	100.0	0	0
6	流山市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0
7	我孫子市土地開発公社	67	67	0	62	92.5	58	86.6	0	0
8	富津市土地開発公社	83	83	0	83	100.0	0	0.0	0	0
9	浦安市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0
10	袖ヶ浦市土地開発公社	211	211	0	211	100.0	75	35.5	0	0
11	千葉県地方土地開発公社	1,654	1,654	0	0	0.0	0	0.0	0	0
合計		18,438	17,785	653	14,094	76.4	13,149	71.3	0	0

注1 土地開発公社が取得した土地について、市町村が買い取ることなく供用を開始しているもの。
市町村が、土地開発公社の保有土地を再取得することなく事業の用に供することは不適切であるので、早急に再取得を進めて供用済土地の解消を図る必要があります。

注2 市町村が、土地開発公社から土地所有権の移転を受けたにも関わらず、再取得に要した費用の支払いを完了していないもの。
市町村が、土地の再取得に要した費用を長期にわたって繰り延べることは不適切な財政運営であるので、早急に土地取得費用を支払って未収金の解消を図る必要があります。
なお、柏市土地開発公社の未収金は、平成30年3月に柏市が同公社から買い戻した土地の代金について、翌4月に同市からの支払いが行われたことによって、公社の会計上、未収金が発生したものであり、同市が不適切に長期の支払い繰り延べを行ったものではありません。